

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年八月十八日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年一月四日奈良県指令高土第三四一八号

令和五年六月十九日奈良県指令高土第三四一八一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年八月四日高土第一〇四一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年八月四日高土第四四五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中五〇五番九、五〇五番一〇、五〇五番一一、五〇五番一二、五〇五番一

三、五〇五番一四及び五〇五番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一五番地

株式会社南村組 代表取締役 南村清信

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市上中五〇五番九

水路 香芝市上中五〇五番九の一部